

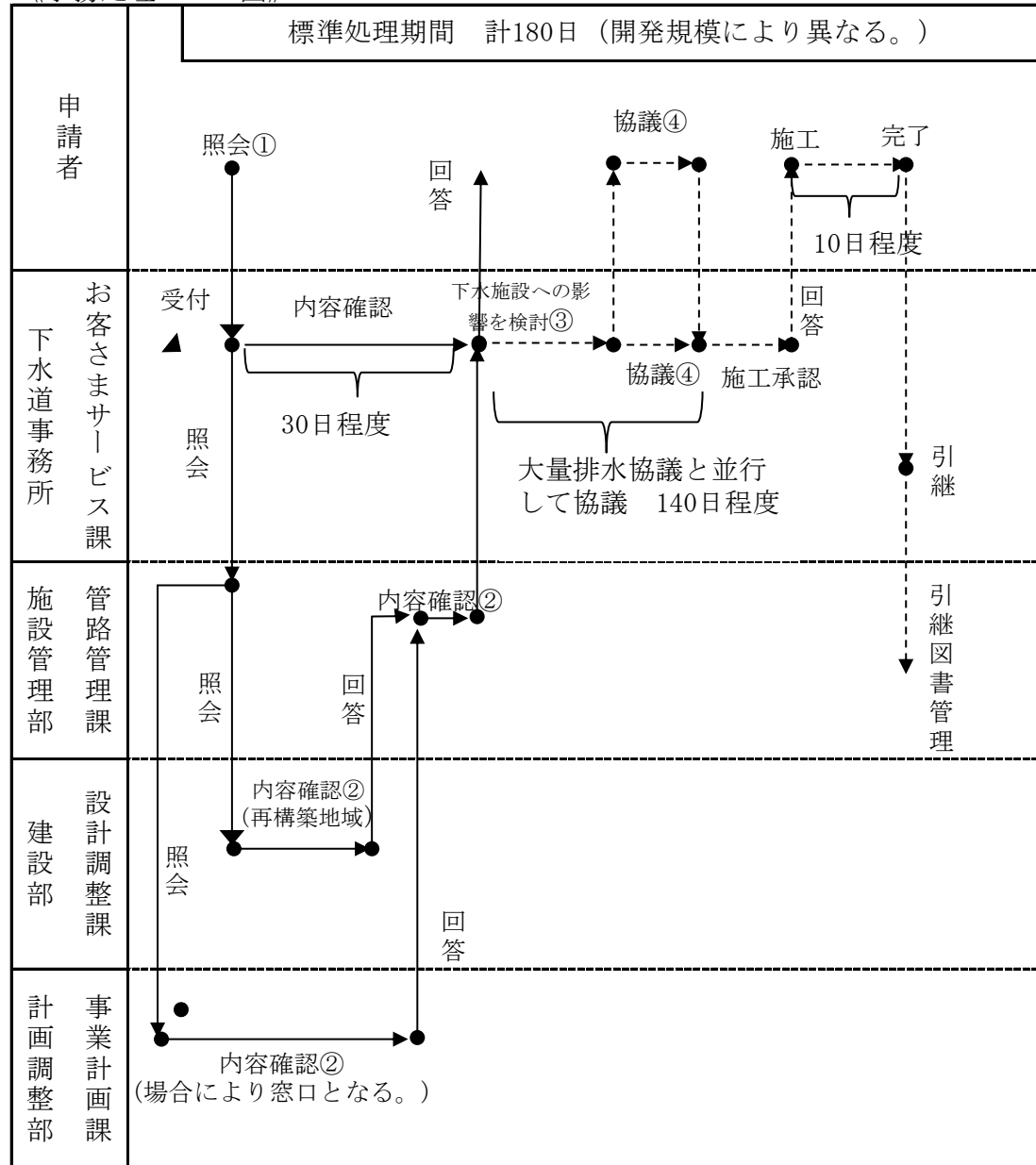
事務処理フロー図

事務名 公共下水道の管理者の同意等

作成部署 下水道局施設管理部管路管理課 (調整担当)

電話 03-5320-6615

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	照会	開発者は、都市計画法第32条により、公共施設の管理者に文書にて照会の義務（施工協議等を含む。）があります。
2	内容確認	照会文書(施工協議等を含む。)の内容や、基幹施設や再構築地域内などによって、協議をする部署が変わるため、内容を把握し、担当部署を決定します。
3	下水道施設への影響を検討	開発行為により、下水道施設への流域変更（排水区割面積）に対する検討や雨水流出係数の検討、近接施工に対する検討を行います。
4	協議	下水道施設の大量排水協議や費用負担の協議、都市計画法第32条の同意、設計協議、下水道法第17条の協議などを行います。